

【令和4年10月12日改訂】

定款変更の手引き

岡山市 保健福祉局 保健福祉部 監査指導課

令和4年4月

定款変更の手引き 目次

1 定款変更にあたっての留意事項	1
(1) 定款変更について	
(2) 法令・通知等の確認	
(3) 原本証明について	
(4) 新定款の変更箇所について	
(5) 附則の施行日について	
(6) 事業の表記方法について	
2 定款変更認可申請	3
(1) 事業の追加の場合	
(2) 事業（目的）の廃止	
(3) 役員定数の変更	
(4) 基本財産の変更	
3 定款変更届出	5
(1) 事務所所在地の変更	
(2) 基本財産（建物・土地・現金）の増加	
(3) 広告の方法の変更	
4 基本財産処分承認の申請	6
(1) 基本財産の処分承認申請が必要な場合の例	
(2) 基本財産の処分承認の要件	
5 基本財産担保提供	6
(1) 基本財産担保提供承認について	
(2) 基本財産担保提供承認の要件	
6 定款変更の手続き順序（例）	8
別表 1～4（認可申請・届出等の申請書類一覧）	9
別冊（社会福祉事業一覧）	
監査指導課のホームページ	
(1) トップページ (https://www.city.okayama.jp/0000004789.html)	
(2) 定款変更の手引き (https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000030195.html)	

1 定款変更にあたっての留意事項

(1)定款変更について

定款変更の届出事項は、「事務所所在地の変更」、「基本財産（建物・土地・現金）の増加」、「公告の方法の変更」が該当します。これら以外の変更は、認可事項となります。

※ 「(別表1) 定款変更認可申請書類一覧」、「(別表2) 定款変更届出書類一覧」も参照してください。

①認可事項⇒2 定款変更認可申請

理事会及び評議員会の決議があっても、届出事項を除き、所轄庁の認可を得なければ効力が生じないため、申請には時間に余裕を持ち、効力を発生させたい時期のおおよそ2か月前には申請を行うようにしてください。

(社会福祉法第45条の36第2項)

②届出事項⇒3 定款変更届出

理事会及び評議員会の決議により効力を生じますが、定款の変更を行った後に遅滞なく提出してください。届出を怠ると、過料が科せられる場合があります。

(社会福祉法第165条第4号)

(2)法令・通知等の確認

定款変更等の申請・届出に当たっては、社会福祉法等関係の法令・通知を確認し、必要に応じて担当課等と事前協議を行ってください。

(3)原本証明について

提出する書類の原本証明は、不要とします。

ただし、議事録の写しが大量になる場合は、関係部分の抄本でも構いませんが、この場合に限って、抄本である旨の原本証明を行ってください。

(例) 本書は、 年 月 日開催の理事会（評議員会）議事録の抄本であることを証明する。

年 月 日

社会福祉法人 ○○○○

理事長 ●● ●● 印

また、議事録の開催日時、出席者、議事録署名人を記載したページ及び議事録署名人が署名捺印を行ったページについては省略しないでください。

(4)新定款の変更箇所について

変更箇所が分かりにくいため、新定款の変更箇所に下線を引くようご協力をお願いします。

(5)附則の施行日について

特段の事情がない限り、附則の施行日は、認可日や届出日に合わせるようお願いします。また認可日や届出日は、以下のとおりとしてください。

- ① 認可日は、岡山市の担当課が定款変更の認可をした日。
- ② 届出日は、評議員会で定款変更の決議をした日。
- ③ 施行日の記載例

「この定款は、令和〇年〇月〇日から施行する。」

定款変更の効力を発する日を施行日と異なる日付とする場合

「この定款は、令和〇年〇月〇日から施行し、令和〇年〇月〇日から適用する。」

(6)事業の表記方法について

社会福祉事業については、基本的に「社会福祉法の事業名」＋「の経営」と記載してください。

- (例) 救護施設の経営
障害児通所支援事業の経営

なお、行政からの委託事業の場合は、「社会福祉法の事業名」＋「の受託経営」と記載してください。

- (例) 老人デイサービス事業の受託経営

公益事業及び収益事業については、事前協議をお願いします。

2 定款変更認可申請

(1)事業の追加の場合

社会福祉法人が行う事業は、「社会福祉事業」、「公益事業」、「収益事業」に分けられます。要件は以下のとおりです。それぞれの要件は法令等で定められており、不明な点は担当課へご確認ください。

①社会福祉事業追加の要件（ア～エをすべて満たす必要があります。）

- ア 社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業であること。
- イ 事業計画及び建設計画等が、法令通知に定める要件を満たしていること。
- ウ 事業に必要な資産が確保されていること。
- エ 当該社会福祉事業を適正に経営できる職員構成となっていること。

②公益事業追加の要件（ア～カをすべて満たす必要があります。）

- ア 公益を目的とする事業であって、社会福祉事業以外の事業であること。
具体例は「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日障企第59号・社援企第35号・老計第52号・児企第33号 別紙「社会福祉法人審査要領」）の「第一 社会福祉法人の行う事業」の「2 公益事業」を参照のこと。
- イ 当該法人の行う社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれのないものであること。
- ウ 当該法人の行う社会福祉事業に対し従たる地位にあることが必要であること。
- エ 社会通念上は公益性が認められるものであっても社会福祉と全く関係のないものを行うことは認められないこと。
- オ 公益事業において剰余金が生じたときは、当該法人が行う社会福祉事業又は公益事業にあてること。
- カ 他の資産と明確に区分し管理できるものであること。

③収益事業追加の要件（ア～オをすべて満たす必要があります。）

- ア 法人の社会的信用を傷つける恐れがあるもの又は投機的なものは適当でないこと。
- イ 当該事業から生じた収益は、当該法人が行う社会福祉事業又は公益事業の経営に充当すること。
- ウ 当該事業を行うことにより、当該法人の行う社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれのないものであること。
- エ 当該法人の行う社会福祉事業に対して従たる地位にあることが必要であり、社会福祉事業を超える規模の収益事業は認められないこと。
- オ 他の資産と明確に区分し管理できるものであること。

(2)事業（目的）の廃止

定款変更に係る評議員会の議決後、速やかに申請を行ってください。

なお、補助金を使用して整備した施設の廃止や転用等にあたっては、定款変更を行う前に財産処分や補助金返還の手続きが必要となる場合があります。補助金額や経過年数等を調査のうえ、補助元（市、県、国等）に確認を行ってください。

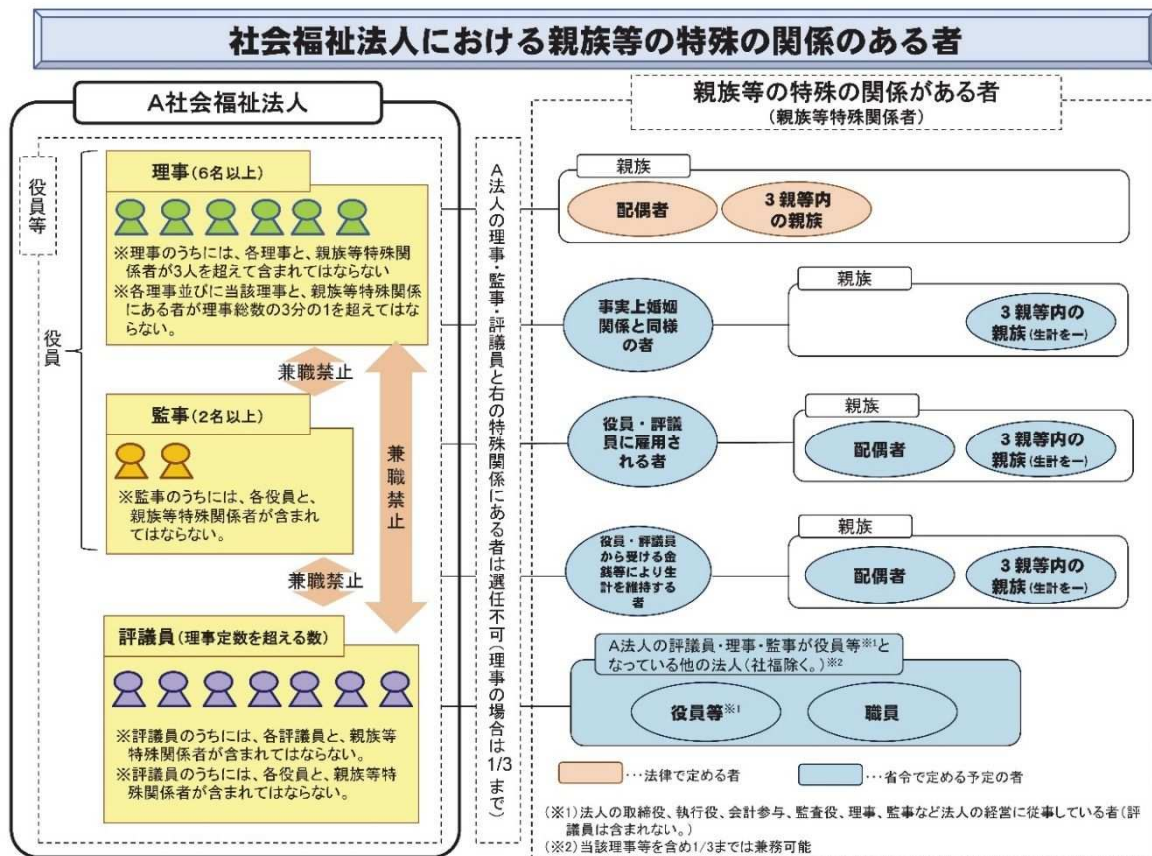
(3)役員定数の変更

定款変更後の役員等の構成が、法令通知の基準に合致していることが必要です。

①役員定数の主な要件

- ア 変更後の役員等の定数が、理事については6名以上、監事については2名以上、評議員については理事の員数を超える数となっていること。
- イ 役員等が、欠格事由及び暴力団員等の反社会的勢力の者に該当しないこと。
（社会福祉法第40条第1項及び同法第44条第1項）
- ウ 理事には、以下のものが含まれること。（社会福祉法第44条第4項）
- ・社会福祉事業の経営に関する識見を有する者
 - ・当該法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者
 - ・当該法人が施設を設置している場合にあつては、当該施設の管理者
- エ 理事には、理事本人を含め、その配偶者及び3親等以内の親族その他各理事と特殊の関係のある者（以下「理事の親族等特殊関係者」という。）が理事の総数の3分の1を超えて含まれてはならないこと。ただし、理事の親族等特殊関係者の上限は3人であること。（社会福祉法第44条第6項及び同法施行規則第2条の10）
- オ 評議員は、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者から選任すること。
（社会福祉法第39条）
- カ 評議員には、各評議員又は各役員の配偶者又は3親等以内の親族が含まれてはならないことに加え、各評議員又は各役員と特殊の関係がある者も含まれてはならないこと。
（社会福祉法第40条第4項及び第5項並びに同法施行規則第2条の7及び第2条の8）
- キ 評議員の数は、理事の員数を超える数とすること。（社会福祉法第40条第3項）
- ク 監事には、以下のものが含まれること。（社会福祉法第44条第4項）
- ・社会福祉事業について識見を有する者
 - ・財務管理について識見を有する者
- ケ 監事は、当該社会福祉法人の理事又は職員を兼ねることができないこと。
（社会福祉法第44条第2項）
- コ 監事は、2人以上でなければならないこと。（社会福祉法第44条第3項）
- サ 監事には、各役員の配偶者又は3親等以内の親族が含まれてはならないことに加え、各役員と特殊の関係がある者も含まれてはならないこととしている。
（社会福祉法第44条第7項及び同法施行規則第2条の11）

図1 特殊関係者の例（厚生労働省平成28年 社会福祉法人制度改革の施行に向けた全国担当者説明会資料）より引用）



(4)基本財産の変更

- ① 基本財産の処分を行おうとする場合には、事前に所轄庁の基本財産処分承認を受けていなければなりません。(⇒4 基本財産処分承認の申請)
- ② 土地の追加、建物の増築・追加等、既存の基本財産には全く変動を生じない場合には、「3 定款変更届出 (2)基本財産の増加」を参照ください。
- ③ 理事会で基本財産処分及び定款の変更について、具体的に承認を得ていることが必要です。

3 定款変更届出

(1)事務所所在地の変更

評議員会決議、事務所所在地の変更登記が終了したのち速やかに提出してください。

※ 主たる事務所は、原則として法人が経営する施設内に置いてください。

(2)基本財産（建物・土地・現金）の増加

評議員会決議、変更登記が終了したのち速やかに提出してください。

(3)公告の方法の変更

評議員会決議後、速やかに提出してください。

4 基本財産処分承認の申請

(1)基本財産の処分承認申請が必要な場合の例

- ① 取り壊し、売却、譲渡、貸与する場合
- ② 基本財産を公益・収益事業用財産へ変更する場合
- ③ 基本財産（基金）を取り崩す場合

基本財産の処分に該当するため、処分する前に所轄庁の承認を得る必要があります。

基本財産の処分の承認は、計画が固まった段階で、事前にこれらの承認を行うようにしてください。

(2)基本財産の処分承認の要件

- ① 基本財産処分が、必要やむをえないものと認められること。
- ② 基本財産処分が、妥当であると認められること。
- ③ 処分後も事業に必要な資産が確保されており、事業経営に支障が生じないこと。

5 基本財産担保提供

(1)基本財産担保提供承認について

社会福祉法人が基本財産を担保に供しようとするときは、所轄庁の承認を受ける必要があります。ただし定款において、以下の①～③の事項について所轄庁の承認を必要としない旨を定めている場合には、承認を受ける必要はありません。

- ① 独立行政法人福祉医療機構に対して担保提供を行う場合
- ② 独立行政法人福祉医療機構と協調融資に関する契約を結んだ民間金融機関に対して担保提供を行う場合
- ③ 社会福祉施設整備のための資金に対する融資を行う確実な民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合で、当該事業計画が適切であるとの関係行政庁による意見書を所轄庁に届け出た場合

※ 既に担保として提供している物件の変更を行う場合は、所轄庁の承認が必要です。

※ 担保権が根抵当権の場合は認められません。

※ ①～③の場合でも、補助金を受けている場合、補助元に対する財産処分（担保提供）届出書の提出は必要です。

(2)基本財産担保提供承認の要件（①～④をすべて満たす必要があります。）

①担保提供の目的の妥当性

法人の役員や役員の経営する会社等の債務の担保に供するなど、当該法人の事業とは無関係の目的で行う担保提供であってはならず、借入金の目的は社会福祉事業に充てられるべきものであること。

ア 借入金の目的は、当該法人の社会福祉事業に係る基本財産の取得に要する経費に充てられるものであること。

イ 当該法人の公益事業又は収益事業に要する費用に充てられるものでないこと。

②担保提供の必要性

国又は地方公共団体からの十分な額の助成が見込めないこと、基本財産以外に処分しうる財産が存在しないこと等の理由により、基本財産の担保提供を行う以外に適当な資金調達の手段がないこと。

③担保提供方法の妥当性

当該担保提供に係る借入金について、適正な償還計画があり、かつ、法人に対する寄附金や事業収入の状況から判断して、償還期間中に当該法人の事業運営に支障が生じないと認められること。また、担保提供の承認の対象となる借入先が、地方公共団体、社会福祉協議会のほか、確実な民間金融機関を含むものであること。

ア 借入先は、地方公共団体、社会福祉事業団、社会福祉協議会、銀行、信用金庫又は信用組合であること。

イ 借入に係る金利は、適切な金利であること。

④担保提供に係る意思決定の適法性

以下の定款所定の手続を経ていること。

ア 借入の決定について、予算を編成して理事会・評議員会の承認を事前に得ていること。

イ 当該借入に係る償還計画が、当該法人に対する寄附金、事業収入等の状況から判断して、当該法人の運営に支障がないものと認められること。

ウ 直近の法人監査で特に問題となる指摘がなされていないこと。

※ 「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日障企第59号・社援企第35号・老計第52号・児企第33号 別紙「社会福祉法人審査要領」）の「第四 担保提供の承認」を参照のこと。

6 定款変更の手続き順序（例）

問い合わせや間違いの多い内容について掲載しています。

(1) 補助金を使用して整備した社会福祉事業を廃止し、補助金返還が必要となる場合

手続き順序	内容	手続き相手
①財産処分	補助を受けて整備した財産を他の用途に使用するための手続き。経過年数等により補助金返還が必要となる場合があります。	補助元（国、県、市等）
②基本財産処分	法人の基本財産から対象の財産を除くもの。	法人所轄庁
③定款変更	定款上の事業の削除や基本財産の記載変更を行うもの。	法人所轄庁

(2) 所轄庁の認可が必要な事業を追加する場合

手続き順序	内容	手続き相手
①事業開始の承認	事業所轄庁の承認を受けていること。 ただし、事業の承認にあたり先に定款変更が必要な場合等は応相談。	事業の所轄庁 （国、県、市等）
②定款変更	定款上の事業を追加するもの。 また、事業開始にあたり基本財産の追加を行う場合は併せて変更すること（開始する事業が既に定款に記載されている場合は、基本財産追加の届出のみとなります。）。	法人所轄庁

(3) 理事、評議員、監事の変更

定款上の手続きや届出は不要。

ただし、理事長変更については、岡山市から補助金の支給を受ける予定がある場合は債権者登録の変更申請が必要になる場合があるため、補助元課に確認すること。

(別表1)定款変更認可申請書類一覧

○印が必要な書類、△印は該当する場合のみ。書類は、2部(1部は複写可)提出してください。
また申請内容により、下記以外の書類をお願いする場合があります。

	変更事項 添付書類目録	事業目的の追加		事業の 廃止	役員定数 の変更	基本財産の変更		準則に あわせた 条文整理	
		設置 経営	受託 経営			建物の 増改築	削除		
1	定款変更認可申請書	○	○	○	○	○	○	○	
2	理事会の議事録(写)	○	○	○	○	○	○	○	
3	評議員会の議事録(写)	○	○	○	○	○	○	○	
4	添付書類目録	○	○	○	○	○	○	○	
5	変更後の定款	○	○	○	○	○	○	○	
6	現行の定款	○	○	○	○	○	○	○	
7	事業計画書(2年分)	○	○	—	—	—	—	—	
8	収支予算書(2年分)	○	○	—	—	—	—	—	
9	受託事業の概要説明書	—	○	—	—	—	—	—	
10	受託契約書(写)	—	○	—	—	—	—	—	
11	関係条例(写)	—	○	—	—	—	—	—	
12	施設建設 関係書類	補助金等の決定書(写)	△	—	—	—	—	—	
13		助成金決定書(写)	△	—	—	—	—	—	
14		借入金決定書(写)又は受理証明書(写)等	△	—	—	—	—	—	
15		建築資金贈与契約書(写)	△	—	—	—	—	—	
16		残高証明書	△	—	—	—	—	—	
17		借入金 関係書類	償還計画	△	—	—	—	—	—
18			償還金贈与契約書(写)	△	—	—	—	—	—
19			所得証明書						
20			身分証明書	△	—	—	—	—	—
21			印鑑登録証明書						
22	各種補助要綱	△	—	—	—	—	—		
23	工事関係契約書、見積書、領収書(写)	○	—	—	—	—	—		
24	不動産売買契約書(写)	○	—	—	—	—	—		
25	不動産登記事項証明書	△	—	—	—	○	○	—	
26	建築確認書(写)	(いずれか)	—	—	—	—	—	—	
27	図面	○	○	—	—	○	—	—	
28	地上権設定契約書	○	—	—	—	—	—	—	
29	地上権設定登記誓約書	○	—	—	—	—	—	—	
30	土地賃貸借契約書	○	—	—	—	—	—	—	
31	賃借権登記誓約書	○	—	—	—	—	—	—	
32	事業の認可書(写)	△	△	—	—	—	—	—	
33	廃止事業に係る財産の処分方法	—	—	○	—	—	—	—	
34	事業の廃止届(写)	—	—	○	—	—	—	—	
35	基本財産処分承認書(写)	—	—	—	—	○	○	—	

(別表2)定款変更届出書類一覧

○印が必要な書類、△印は該当する場合のみ。書類は、1部提出してください。
また申請内容により、下記以外の書類をお願いする場合があります。

	変更事項 添付書類目録	事務所の 所在地の 変更	基本財産の変更			公告の 方法の 変更
			建物の 新築	土地	現金 (基金)	
1	定款変更届出書	○	○	○	○	○
2	理事会の議事録(写)	○	○	○	○	○
3	評議員会の議事録(写)	○	○	○	○	○
4	添付書類目録	○	○	○	○	○
5	変更後の定款	○	○	○	○	○
6	現行の定款	○	○	○	○	○
7	残高証明書	—	—	—	○	—
8	法人登記簿謄本	○	—	—	—	—
9	不動産登記事項証明書	—	○	○	—	—
10	図面	△	○	○	—	—
11	地上権設定契約書	—	△	—	—	—
12	地上権設定登記誓約書	—	△	—	—	—
13	土地賃貸借契約書	△	△	—	—	—
14	賃借権登記誓約書	—	△	—	—	—

(別表3)基本財産処分承認申請書類一覧

○印が必要な書類、△印は該当する場合のみ。書類は、2部(1部は複写可)提出してください。
また申請内容により、下記以外の書類をお願いする場合があります。

	変更事項 添付書類目録	不動産の 売却等	建物の 取り壊し	現金(基金) の取り崩し	備考
1	基本財産処分承認申請書	○	○	○	
2	理事会の議事録(写)	○	○	○	
3	評議員会の議事録(写)	○	○	○	
4	財産目録	○	○	○	処分前のもの
5	不動産登記事項証明書	○	○	—	処分前のもの
6	残高証明書	—	—	○	処分前のもの
7	不動産の価格評価書	○	—	—	市町村、銀行発行の評価書 又は不動産鑑定書等
8	売買価格等を証する書類	△	—	—	売買(交換)仮契約書(写)又 は買取り確約書(写)等
9	売却金等の使途計画書 (事業計画書)	△	—	△	
10	図面	△	△	—	平面図・配置図(処分物件を 色分けすること)

(別表4)基本財産担保提供承認申請書類一覧

○印が必要な書類、△印は該当する場合のみ。書類は、2部(1部は複写可)提出してください。
また申請内容により、下記以外の書類をお願いする場合があります。

	変更事項	施設建設等及び 不動産購入資金 の借入	運営(運転) 資金の借入	担保物件の変更
	添付書類目録			
1	基本財産担保提供承認申請書	○	○	○
2	理事会の議事録(写)	○	○	○
3	評議員会の議事録(写)	○	○	○
4	財産目録	○	○	○
5	不動産登記事項証明書	○	○	○
6	資金計画書	○	○	○
7	決算書	○	○	○
8	金銭消費貸借契約書(写)又は融資 証明書(写)	○	○	○
9	償還計画表	○	○	○
10	借入金関係書類 法人と償還金寄附者の間の贈 与契約書(写)	△	△	△
11	所得証明書			
12	身分証明書	△	△	△
13	印鑑登録証明書			
14	各種補助要綱	△	△	△